

**本人確認書類を使用した
申請書自動作成装置の導入等業務委託
提案等評価基準**

令和6年5月7日

練馬区区民部

戸籍住民課

1 本書の目的

本書は、本人確認書類を使用した申請書自動作成装置の導入等業務委託に係る提案依頼を実施するに当たり、提案内容の評価および応募事業者の順位付けを実施するために必要な事項および基準を定めたものである。

2 評価機関

提案書の評価および受託事業者の選定は、本人確認書類を使用した申請書自動作成装置の導入等業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

3 選定（評価）方法

3.1 形式確認

- (1) 提案書が提出された時点で、費用見積書の本人確認書類を使用した申請書自動作成装置の導入に係る経費および総費用が「本人確認書類を使用した申請書自動作成装置の導入等業務委託に係る募集要領」（以下「募集要領」という。）に挙げる上限額（「6 本件の上限額」を参照のこと）の範囲内であることを確認する。該当しない提案は失格とし、その後の審査は行わない。
- (2) 提案書および費用見積書が、「募集要領」および【資料2】「本人確認書類を使用した申請書自動作成装置の導入等業務委託に係る提案書等作成要領」に定める内容を満たしていること。該当しない提案は失格とし、その後の審査は行わない。

3.2 一次審査および二次審査

提案内容の評価は、一次審査および二次審査の二段階審査により行う。一次審査は下記「(1) 一次審査」により、二次審査は「(2) 二次審査」により実施する。

(1) 一次審査

- ア 一次審査は、提案書等の内容について書類審査し、採点する。採点方法および評価項目は後述のとおりである。
- イ 一次審査の結果により応募事業者の順位付けを行い、一次審査の得点の高い上位3社程度を二次審査対象とする。
- ウ 同点の提案がある場合は、費用見積金額が低い提案から順位を付けることとする。総費用の考え方は、募集要領「6 本件の上限額」に記載のとおりである。

(2) 二次審査

- ア 二次審査では、評価項目一覧表のうち、提案書内容、装置の操作性等の確認、プレゼ

ンテーションおよびヒアリングについて審査する。

イ 一次審査通過事業者が実施するプレゼンテーション等を受けて、提案内容と費用見積金額の評価により技術点と価格点を算出し、総合的に評価し、採点する。

3.3 総合評価

一次審査および二次審査の採点結果により総合評価点が最も高い応募事業者を、本件に係る契約の第一優先交渉事業者として選定する。上述の方法によってもなお、最高得点者が2者以上ある場合は、選定委員の合議の上、選定委員長の決するところによる。

4 評価項目一覧表

一次審査、二次審査において、以下の項目について評価を行う。

▼ 評価項目一覧表

評価項目		一次 審査項目	二次 審査項目
事業者 評価	1 基礎事項		
	① 事業者の安定性・継続性	○	-
	② 事業者の受託実績	○	-
見積 評価	2 見積金額		
	① 見積金額について、別紙採点表に基づき採点	○	-
提案 評価	3 作業体制、方法・スケジュール		
	① 導入までの作業体制、スケジュール	○	-
	4 機能要件		
	① 利用者の工程数、本人認証方法、一括作成機能	○	-
	② 操作の簡易性、即時性	-	○
	③ 使用できる本人確認書類の種類、登録可能な申請書数等	○	-
	④ 装置の汎用性、利便性	-	○
	⑤ 申請書の新規追加方法、編集方法、画面の編集方法等	○	-
	⑥ 編集のしやすさ	-	○
	5 障害対応等		
	① 製品保証	○	-
	② 障害対応	-	○
	6 操作および管理に関するマニュアル・説明		
	① マニュアル・説明	-	○
	7 セキュリティ事項		
	① セキュリティ事項	○	-
	8 区民雇用の促進等		
	① 区民雇用の促進、区内事業者の活用、物品の区内事業者からの調達、地域貢献、社会貢献、環境配慮等	○	-
	9 区内に本社を有する		
	① 区内に本社を有する	○	-
	10 当日確認事項		
	① プレゼンテーションのわかりやすさ・意欲・理解度	-	○